

議案第16号

関市農産物加工販売施設条例の一部改正について

関市農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸ふれあいらうんじ高賀、関市板取地域産品保木口販売施設及び関市板取地域産品門原販売施設を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例

関市農産物加工販売施設条例（平成17年関市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表関市洞戸ふれあいらうんじ高賀の項、関市板取地域産品保木口販売施設の項及び関市板取地域産品門原販売施設の項を削る。

第3条第1項の表を次のように改める。

名称	休業日
関市洞戸大豆等加工施設	無休
関市洞戸農林産物処理加工施設	1 1月10日から3月20日までの日のうちの国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く月曜日から金曜日までの日 2 3月21日から翌年1月9日までの日のうちの火曜日（その日が休日に当たるときを除く。）

第4条第1項の表関市洞戸ふれあいらうんじ高賀の項、関市板取地域産品保木口販売施設の項及び関市板取地域産品門原販売施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。